



マスコットキャラクター「クリン」

鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

花火やバーベキューは マナーを守りましょう 所有地は適切に 管理しましょう

環境政策課

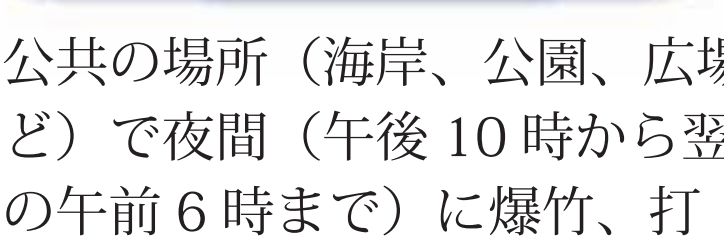
☎ 382-7954 ☎ 382-2214

✉ kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

これからの季節、花火やバーベキューなどの楽しいイベントも、マナーを守らなければ、近隣へ迷惑をかけてしまいます。また、土地の管理をおろそかにすると、雑草・雑木が生い茂り、さまざまな問題につながります。

近隣などに配慮し、みんなが暮らしやすい環境をつくりましょう。

花火やバーベキューをするときは 近隣への配慮を忘れずに



公共の場所（海岸、公園、広場など）で夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）に爆竹、打上げ花火、ロケット花火などの大きな音の出る花火をすることや、バーベキューなどにより大声で騒ぐ行為は、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（県の条例）で禁止されています。

※昼間でも、市が管理する公園内での花火は禁止されています。

公共の場所でなくても音や煙に注意し、近隣の皆さんの迷惑にならないようマナーを守って楽しみましょう。



土地の管理は所有者の責務です

土地の管理を怠ると、次のような問題が発生する恐れがあります。



景観悪化・害虫発生



景観が悪くなるだけでなく、蚊などの害虫が発生しやすくなります。

不法投棄の助長



不法投棄されやすくなります。捨てられたごみの処理は土地所有者の責任になります。

交通事故の誘発 治安の悪化



外からの見通しが悪くなり、交通事故や空き巣が発生しやすくなります。



隣家・隣地への被害

雑草が隣地へはみ出したり、木が倒れるなど、隣家・隣地に被害を与えることがあります。



地域の皆さんが快適に暮らせるように早めの対処を

●雑草や雑木が生い茂る前に定期的に草刈り、剪定を行いましょ

う。
●刈った草や剪定枝は、家庭ごみの分け方・出し方に従って、もやせるごみで出すか、清掃センターに持ち込むなど適切に処分しましょ

う。
●ご自身で管理が難しい場合は、業者への依頼なども検討しましょ

